

非居住者企業の所得税の源泉徴収関連問題に関する公告

岡山県上海事務所

今回は今月から施行される新たな法律について簡単にご説明いたします。

国家税務総局は2017年10月17日付けで「非居住者企業の所得税の源泉徴収関連問題に関する公告」（国家税務総局公告2017年第37号、以下「本公告」と簡略）を公布しました。2009年の「非居住者企業 所得税源泉徴収管理暫定弁法」（国税発[2009]3号）、以下「3号通達」）公布以来、非居住者企業の企業所得税源泉徴収に関する法規の初めての大幅改正となります。「国家税務総局 税務システム“放管服”改革の税收環境最適化に関する意見（税総発[2017]第101号）」による、「行政簡素化と権限委譲」「監督管理の強化」「サービスの最適化」の理念に基づき、非居住者企業所得税源泉徴収についての簡素化及び詳細な取り扱いが定められました。本公告の施行に伴い、3号通達と「国家税務総局：非居住者企業の持分譲渡所得に関する企業所得税の管理についての通知」（国税函[2009]698号）の全文、及びその他の関連法規における一部の条項が廃止されます。

本公告は今年2017年12月1日より施行されますが、一部、本公告施行前に既に発生しているものの未処理となっている所得にも適用となりますのでご注意ください。

本公告のキーポイントは以下の通りです。

- 源泉徴収義務者に対する契約書届出要求の取り消し
- 配当金の対外支払にかかる源泉徴収義務の発生時点（実際の支払日）の明確化
- 非居住者企業が自ら企業所得税の納税申告を行う場合の申告納付期限の明確化
- 源泉徴収義務者による未納税額が「源泉徴収済み・未納」と「源泉徴収義務未履行」のいずれに該当するかを判断するためのガイダンスの提供
- 課税所得額の計算に関わる外貨換算ルールの調整
- 源泉徴収に関わる各税務機関間の責任分担及び業務連携の明確化
- 課税所得額の計算に関わるその他事項の明確化

非居住者企業の源泉徴収における実務上の問題について検討がなされ、争議の焦点について明確な指針が示され、源泉徴収申告のプロセスが簡素化されました。また非居住者企業の自主申告期限の緩和等、日系企業にとって歓迎すべき変更といえるでしょう。

本公告に関する不明点や詳細につきましては上海事務所までお気軽にお問合わせ下さい。